

議案第70号

小松島市固定資産評価員及び同補助員に関する条例の一部を改正
する条例について

小松島市固定資産評価員及び同補助員に関する条例（昭和26年小松
島市条例第142号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月3日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市固定資産評価員及び同補助員に関する条例の一部を改正する
条例

小松島市固定資産評価員及び同補助員に関する条例（昭和26年小松島市
条例第142号）の一部を次のように改正する。

第1条中「固定資産評価員」の次に「（以下「評価員」という。）」を加
え、「以下「評価員及び評価補助員」という」を「以下「評価補助員」とい
う」に改める。

第2条中「固定資産評価員（以下「評価員」という。）」を「評価員」に
改める。

第7条第1号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産
手続開始の決定を受けて」に改め、同条第3号中「前2号」を「前号」に、
「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者であつて」を「処せられ、」に、
「終わってから」を「終わり、」に改め、同条に次の1号を加える。

（5） 心身の故障により評価員の職務を適正に行うことができない者と
して市長が別に定めるもの

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。